

## 「専利審査指南改正草案(意見募集稿)」改正点対照表

「専利審査指南」 (2024年1月20日から施行)	「専利審査指南改正草案(意見募集稿)」 2025年4月30日公布
<p>第一部分 第一章</p> <p>4.1.2 発明者</p> <p>……発明者は個人でなければならず、願書に機構又は組織、及び人工知能の名称を記載してはならず、例えば「××課題グループ」又は「人工知能××」などとしてはならない。……</p>	<p>第一部分 第一章</p> <p>4.1.2発明者</p> <p>……発明者は個人でなければならず、願書に<u>全ての発明者の身元情報が記載されなければならない</u>、機構又は組織、及び人工知能の名称を記載してはならず、例えば「××課題グループ」又は「人工知能××」などとしてはならない。……</p>
<p>第一部分 第一章</p> <p>4.1.6 専利代理機構、専利代理人</p> <p>……</p> <p>専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録したフルネームを使わなければならない、かつ出願書類に押捺された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない、略称又は略語を使ってはならない。願書には、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードも記載しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>第一部分 第一章</p> <p>4.1.6 専利代理機構、専利代理人</p> <p>……</p> <p>専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録したフルネームを使わなければならない、かつ出願書類に押捺された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない、略称又は略語を使ってはならない。願書には、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードも記載しなければならない。<u>専利代理機構は、提出する願書に記載の発明者の身元情報、出願人の身元情報、および連絡先情報が真正かつ有効であることを保証しなければならない。</u></p> <p>……</p>
<p>第一部分 第一章</p>	<p>第一部分 第一章</p>

#### 6.2.1.2 優先権主張声明

……

複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が当該先行出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

……

#### 6.2.2.2 優先権主張声明

……

複数の優先権を主張しているが声明に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、当該優先権を主張していないものとみなし、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

#### 6.2.1.2 優先権主張声明

……

複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が当該先行出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

分割出願の原出願が優先権を主張しているにもかかわらず、出願人が分割出願の際に当該優先権の主張を出願書類に記載していない場合、分割出願は当該優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権の主張をしていないとみなす通知書を発行しなければならない。

……

#### 6.2.2.2 優先権主張声明

……

複数の優先権を主張しているが声明に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、当該優先権を主張していないものとみなし、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

分割出願の原出願が優先権を主張しているにもかかわらず、出願人が分割出願

	<p><u>の際に当該優先権の主張を出願書類に記載していない場合、分割出願は当該優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権の主張をしていないとみなす通知書を発行しなければならない。</u></p>
<p>第二部分 第一章</p> <p>4.4 動物及び植物の品種</p> <p>動物及び植物は生きている物体である。専利法第25条第1項第(4)号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することでしか生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物とは、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができ、例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。</p> <p>.....</p>	<p>第二部分 第一章</p> <p>4.4 動物及び植物の品種</p> <p>動物及び植物は生きている物体である。専利法第25条第1項第(4)号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することでしか生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物<b>品種</b>とは、<b>特定性、一貫性及び安定性を有する植物群</b>光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができ、例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。</p> <p>.....</p>
<p>第二部分 第三章</p> <p>6.1 判断の原則</p> <p>.....</p> <p>判断時において、とある専利出願又は専利のとある請求項と別の専利出願又は専利の特定の請求項の保護範囲が同一であれば、同様の発明創造であるとみなさなければならない。</p>	<p>第二部分 第三章</p> <p>6.1 判断の原則</p> <p>.....</p> <p>判断時において、とある専利出願又は専利のとある請求項と別の専利出願又は専利の特定の請求項の保護範囲が同一であれば、同様の発明創造であるとみなさなければならない。</p>

<p>.....</p>	<p><u>専利法実施細則第47条第2項の規定により、同一出願人が同日（出願日をいう）に実用新案専利と発明専利の両方を出願し、出願時に別個の説明をした場合、同一の発明創造に属するか否かは、出願人の願書における説明に基づいて判断すべきである。</u></p> <p>.....</p>
<p>第二部分 第三章</p> <p>6.2.21件の専利出願と1つの専利権の処理</p> <p>.....</p> <p>但し、同一の出願人が同日（出願日のみ）に同様の発明創造について、実用新案と発明専利の両方を出願しており、先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、発明専利出願の補正を行うほか、実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明専利出願を審査する過程において、当該発明専利出願が専利権付与のその他の条件に合致しているのであれば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならず、出願人が付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の応答時に、実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に合致しているが、まだ権利付与されていない発明専利出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案専利権が発明専利権の公告授与日より消滅する旨を明記しなければならない。</p>	<p>第二部分 第三章</p> <p>6.2.21件の専利出願と1つの専利権の処理</p> <p>.....</p> <p>但し、同一の出願人が同日（出願日のみ）に同様の発明創造について、実用新案と発明専利の両方を出願しており、先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、<u>発明専利出願の補正を行うほか</u>、実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明専利出願を審査する過程において、当該発明専利出願が専利権付与のその他の条件に合致しているのであれば、出願人に選択<u>又は補正</u>を行うよう通知しなければならず、出願人が付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の応答時に、実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に合致しているが、まだ権利付与されていない発明専利出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案専利権が発明専利権の公告授与日より消滅する旨を明記しなければならない。<u>出願人が実用新案専利権を放棄しない場合には、当該発明専利出願が棄却される。</u></p>

## 第二部分 第四章

### 6.4 保護を請求する発明に対する審査

発明が進歩性を有するかどうかは、保護を請求する発明を対象としており、そのため、発明の進歩性に対する評価は、請求項により限定している技術的解決手段に対して行わなければならない。発明における従来技術に貢献している技術的特徴、例えば、発明が、予期できない技術的効果を得ることができるような技術的特徴、又は発明が技術的偏見を解消したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。さもなくば、明細書に記載があっても、発明の進歩性の評価時に考慮しない。なお、進歩性の判断は、請求項により限定している技術的解決手段全体に対して評価を行わなければならない。つまり、特定の技術的特徴が進歩性を有するかどうかを評価するのではなく、技術的解決手段が進歩性を有するかどうかを評価する。

## 第二部分 第四章

### 6.4 保護を請求する発明に対する審査

発明が進歩性を有するかどうかは、保護を請求する発明を対象としており、そのため、発明の進歩性に対する評価は、ある技術的特徴が進歩性があるか否かの判断ではなく、請求項により限定している技術的解決手段全体に対して行わなければならない。発明における従来技術に貢献している技術的特徴、例えば、発明が、予期できない技術的効果を得ることができるような技術的特徴、又は発明が技術的偏見を解消したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。さもなくば、明細書に記載があっても、発明の進歩性の評価時に考慮しない。奈緒、進歩性の判断は、請求項により限定している技術的解決手段全体に対して評価を行わなければならない。つまり、特定の技術的特徴が進歩性を有するかどうかを評価するのではなく、技術的解決手段が進歩性を有するかどうかを評価する。ただし、技術的課題の解決に寄与しない特徴は、請求項に含まれていても、通常は技術的解決手段の進歩性に影響を与えない。

#### 【例えば】

カメラに関する発明において、より柔軟なシャッター制御をいかに実現するかが解決すべき技術的課題であり、カメラ内部の関連する機械的構造および回路構造を改良することで、この技術的課題が達成される。審査官が請求項に進歩性が欠けていると指摘した後、出願人は、カメラハウジングの形状、表示画面のサイズ、電池室の位置などの特徴を請求項に追加しました。明細書には、請求項の追加の特徴と技術的課題の解決との間に何らかの関連があることは記載されず、これらの追加特徴は、請求項自体の主題によって示唆される従来の構成要素であるか、または当業者が通常の技術知識と日常的な実験手段に基づいて得られるものであり、出願人は、これらの技術的特徴が保護のための技術的解決手段にさらなる技術的効果をもたらすことを証

	<p><u>明する証拠を提出していない。したがって、上記の技術的特徴は、技術的課題の解決に寄与しておらず、保護を求める技術的解決手段に進歩性をもたらすことがない。</u></p>
<p>第二部分 第九章</p> <p>6. アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査関連規定</p> <p>……</p>	<p>第二部分 第九章</p> <p>6. <u>アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む人工知能などに係る</u>発明専利出願の審査関連規定</p> <p>……</p>
<p>第二部分 第九章</p> <p>6.1 審査基準</p> <p>審査は、保護を求める解決手段、つまり、各請求項により限定される解決手段に対して行わなければならない。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を1つの全体とし、関連する技術的手段、解決する技術的課題及び取得する技術的効果に対して分析を行わなければならない。</p> <p>6.1.1 専利法第25条第1項第(2)号に基づく審査</p> <p>……</p> <p>6.1.2 専利法第2条第2項に基づく審査</p> <p>……</p> <p>6.1.3 新規性と進歩性の審査</p>	<p>第二部分 第九章</p> <p>6.1 審査基準</p> <p>審査は、保護を求める解決手段、つまり、各請求項により限定される解決手段に対して行わなければならない、<u>必要に応じて明細書の内容に対して行わなければならない</u>。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を1つの全体とし、関連する技術的手段、解決する技術的課題及び取得する技術的効果に対して分析を行わなければならない。</p> <p><u>6.1.1 専利法第5条第1項の審査</u></p> <p><u>アルゴリズムの特徴やビジネスルール、方法の特徴を含む発明専利出願については、法律、社会道徳に違反し、公共の利益を害する内容が含まれている場合、例えば、データ収集、ラベル管理、ルール設定、推奨意思決定などが法律に違反し、公平正義に反し、差別的偏見を含んでいる場合、専利法第5条第1項の規定により、専利権を付与してはならない。</u></p>

<p>.....</p>	<p>6.1.42 専利法第25条第1項第(2)号に基づく審査 ..... 6.1.23 専利法第2条第2項に基づく審査 ..... 6.1.34 新規性と進歩性の審査 .....</p>
<p>第二部分 第九章 6.2 審査例</p> <p>以下、前述の審査基準に基づいて、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査例。</p>	<p>第二部分 第九章 6.2 審査例</p> <p>以下、前述の審査基準に基づいて、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査例。</p> <p><u>(1)アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願が法律、社会道徳に違反し、又は公共の利益を害する場合には、専利権を付与しない。</u></p> <p><b>【例1】</b> <u>ビッグデータに基づくショッピングモールのマットレス販売支援システム</u> <u>出願内容の概要</u> <u>発明専利出願の解決手段は、ビッグデータに基づいたショッピングモールにおけるマッ</u></p>



トレスの販売支援システムである。カメラモジュールと顔認識モジュールを使用して、顧客に知られることなく顔の特徴情報を収集して顧客の身元情報を識別し、収集した情報をデータ分析して、商人の正確なマーケティングを支援する。

#### 出願に係る請求項

マットレス展示装置と管理センターとを備え、

前記マットレスの展示装置には、マットレスの製品の展示や販売支援、顧客データの収集に使用される制御モジュールと情報収集モジュールが含まれ、前記制御モジュールは管理センターとデータを交換するために使用され、前記情報収集モジュールは、カメラモジュールと顔認識モジュールを含み、顧客に知られることなく顧客の顔の特徴情報を収集し、キーポイント検出アルゴリズムを使用して顔の姿勢を調整して正規化された顔画像を取得し、顔検出アルゴリズムを使用して正規化された顔画像内で識別する顔領域を特定し、主成分分析法と組み合わせて顔領域内の顔の特徴を抽出し、それによって顧客の識別情報を取得するために使用され、

前記管理センターには、管理サーバーと分析補助システムが含まれ、前記管理サーバーは複数のマットレス展示装置を管理し、前記分析補助システムは、マットレスの表示装置で収集されたデータを使用して、顧客識別情報に基づいて顧客の嗜好を分析し、分析結果を管理センターにフィードバックする。

ことを特徴とするビッグデータに基づいたショッピングモールにおけるマットレスの販売支援システム。

#### 分析及び結論

「中華人民共和国個人情報保護法」の関連規定では、公共の場における画像撮影および個人識別認識装置の設置は、公共の安全を維持するために必要でなければならず、関連する国の規制を遵守し、目立つ警告標識を設置しなければならないと



規定されている。収集した個人画像および身元識別情報は、公共の安全を維持する目的でのみ使用し、個人の個別の同意が得られない限り、他の目的には使用してはならない。

本発明は、画像取得と顔認識を利用して、ショッピングモールなどの商業施設でマツトレスの精密マーケティングを行うものであるが、これは明らかに公共の安全維持に必要ではない。また、お客様の顔情報の収集や身元情報の取得は、お客様に知らせず、またお客様の同意を得ることなく行われます。したがって、本発明は違法であり、専利法第5条第1項の規定により専利権を付与されてはならない。

#### 【例2】

##### 無人車両の緊急意思決定モデルを確立する方法

##### 出願内容の概要

発明専利出願の解決手段は、無人車両の緊急意思決定モデルを確立する方法である。歩行者の性別や年齢を障害物データとして利用し、学習済み決定モデルにより、障害物を回避できない場合の保護される対象物と衝突される対象物を決定する。

##### 出願に係る請求項

無人車両の過去の環境データおよび過去の障害物データを取得し、前記過去の環境データには、車両の速度、車両が位置する車線上の障害物までの距離、隣接車線上の障害物までの距離、車両が位置する車線上の障害物の速度および方向、および隣接車線上の障害物の速度および方向が含まれ、前記過去の障害物データには、歩行者の性別と年齢が含まれ、

前記過去の環境データおよび過去の障害物データから特徴を抽出して決定モデル

の入力データとし、障害物を回避できない場合の車両の過去の走行軌跡を決定モデルの出カデータとして使用し、履歴データに基づいて決定モデルをトレーニングし、前記決定モデルはディープラーニングモデルであり、

リアルタイムの環境データとリアルタイムの障害物データを取得し、無人車両が障害物を回避できない状況に遭遇した場合、学習済みの決定モデルを使用して無人車両の走行軌道を決定する。

ことを特徴とする無人車両の緊急意思決定モデルを確立する方法。

#### 分及び結論

本発明は、無人車両のための緊急意思決定モデルを確立する方法に関する。人間の命は、年齢や性別に関係なく、平等な価値と尊厳を持っています。無人車両の緊急時意思決定モデルが、避けられない事故の際に歩行者の性別や年齢に基づいて保護対象および衝突対象を選択する場合、これは生命に対してすべての人が平等であるという公衆の倫理的および道徳的概念に反する。さらに、このような意思決定は、社会に存在する性別や年齢に関する偏見を強化し、公共交通機関の安全性について国民の懸念を引き起こし、テクノロジーと社会秩序に対する国民の信頼を損なうことになる。したがって、本発明は社会道徳に反する内容を含み、専利法第5条第1項の規定により専利権を付与されてはならない。

(42) 専利法第25条第1項第(2)号の範囲内に属する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、発明の保護の客体に該当しない。

<p>(1) 専利法第25条第1項第(2)号の範囲内に属する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、発明の保護の客体に該当しない。</p>	<p><b>【例43】</b></p> <p>数理モデルの構築方法</p> <p>.....</p> <p>(23) 技術的課題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を獲得するアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。</p> <p><b>【例24】</b></p> <p>畳み込みニューラルネットワークモデルのトレーニング方法</p> <p>.....</p> <p><b>【例35】</b></p> <p>シェアリング自転車の使用方法</p> <p>.....</p> <p><b>【例46】</b></p> <p>ブロックチェーンノード間の通信方法及び装置</p> <p>.....</p>
--	--

【例57】

ディープニューラルネットワークモデルのトレーニング方法

.....

【例68】

電子チケットの使用傾向の分析方法

.....

【例79】

ナレッジグラフ推測方法

.....

(34) 技術的課題を解決しておらず、又は技術的手段を利用しておらず、又は技術的効果を取得していないアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特点を含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当しないため、専利によって保護される客体には該当しない。

【例810】

消費キャッシュバックの方法

.....

【例911】

電力使用特徴に基づいた経済景気指標の分析方法

.....

【例1012】

金融商品の価格予測方法

.....

(45) 進歩性の審査を行う時、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴の、技術的解決手段に対する貢献を考慮しなくてはならない。

【例1113】

マルチセンサに基づいたヒューマノイドロボットの転倒状態の検出方法

.....

【例1214】

協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボット経路計画シス

.....

【例1315】

	<p>物流配送方法</p> <p>.....</p> <p><b>【例1416】</b></p> <p>動の見解推移の可視化方法</p> <p>.....</p> <p><b>【例1517】</b></p> <p>ニューラルネットワークパラメータを適用させるための方法</p> <p>.....</p> <p><b>【例18】</b></p> <p><u>船舶数の識別方法</u></p> <p><u>出願内容の概要</u></p> <p><u>本発明専利出願は、船舶画像データを取得し、ディープラーニングにより検出データモデルをトレーニングし、現在の海域における船舶数を正確に識別するという技術的問題を解決する船舶数の識別方法に係る。</u></p> <p><u>出願に係る請求項</u></p> <p><u>船舶画像データセットを取得し、データセット内の画像情報を前処理し、画像情報内の船舶の位置および境界情報をマークし、前記データセットをトレーニングデータセットとテストデータセットに分割し、</u></p> <p><u>前記トレーニング データ セットを使用してディープラーニングを実行し、トレーニング</u></p>
--	---

	<p><u>モデルを構築し、</u></p> <p><u>トレーニングモデルに入力された前記テストデータに基づいてトレーニングを行い、船舶テスト結果データを取得し、</u></p> <p><u>前記船舶テスト結果データに事前に設定された誤差パラメータを乗算して実際の船舶数を確認する。</u></p> <p><u>ことを特徴とする船舶数の識別する方法。</u></p> <p><u>分析及び結論</u></p> <p><u>引用文献1には、樹木の果実の数を識別する方法が開示されており、具体的には、画像情報を取得するステップ、画像上で果実の位置および境界をマークするステップ、データセットを分割するステップ、モデルをトレーニングするステップ、および実際の果実の数を確認するステップなどが開示されている。</u></p> <p><u>本発明専利出願の解決手段と引用文献1の解決手段との相違点は、識別対象の違いのみである。船と果物自体には、外観、量、存在環境の面で違いがあるが、当業者にとって、実際の量を識別するために必要な情報のラベル付け、データセットの分割、モデルのトレーニングなどのステップはすべて、写真内の識別対象の位置関係を目的としている。また、これらの主張は、識別されるオブジェクトが異なるために、ディープラーニングおよびモデルトレーニングプロセス中にトレーニング方法、モデルレベルなどに加えられた変更を反映していない。写真上の船舶データと写真上の果物データにラベルを付けてトレーニング用のデータセットを取得し、モデルのトレーニングを実行する。ディープラーニング、モデル構築、トレーニングプロセスには調整や改善は行われぬ。したがって、保護を求める発明の技術的解決手段は進歩性を有しない。</u></p>
--	---



**【例19】**

スクラップ鋼の等級分けのためのニューラルネットワークモデルの構築方法

出願内容の概要

スクラップ鋼材を収集・保管する際には、鋼材の平均サイズに応じて等級分けする必要があるが、乱雑に積み重ねられた状態で保管されているため、手作業によるサイズ測定とグレード判定は非効率であり、グレード分類の精度は高くない。本発明の専利出願は、スクラップ鋼の等級分けのためのニューラルネットワークモデルを確立する方法に係る。畳み込みニューラル ネットワークを学習することにより、等級分類出力を備えた等級分けニューラル ネットワーク モデルが形成され、スクラップ鋼の等級分けの効率と精度が向上する。

出願に係る請求項

モデルは保管されているスクラップ鋼の等級分けに使用され、

複数の画像を取得し、複数の画像の異なるスクラップ鋼の等級を決定し、前記画像を前処理し、異なる等級の画像データの特徴を抽出し、抽出された異なる等級の画像データの特徴に対して畳み込みニューラルネットワーク学習を実行し、等級分類出力を持つ等級別ニューラルネットワークモデルを形成する。というステップを含み、

前記画像データ特徴抽出は、画像ピクセルマトリックスデータに対する畳み込みニューラルネットワーク畳み込み計算セットを抽出することであり、画像内のオブジェクトの色、エッジ特徴およびテクスチャ特徴の抽出、および画像内のオブジェクトのエッジとテクスチャ間の相関特徴の抽出を含み、これはセットによって出力される複数の線畳み込み層または畳み込み層とプーリング層計算で構成され、

そのうち、前記画像内の物体の色とエッジ特徴の抽出は、左から右に、第 1 行目

のプーリング層、第 2 行目の第 2 行目の畳み込み層、第 3 行目の第 4 行目の畳み込み層の 3 行目の計算出力とプーリング層の集合出力で構成されている。前記画像のテクスチャ特徴の抽出は、上記画像内の物体の色とエッジ特徴の抽出セット出力の抽出であり、左から順に、第 1 行目の 0 畳み込み層、第 2 行目の 2 畳み込み層、第 3 行目の 3 畳み込み層の 3 行目の畳み込み層の計算出力のセット出力で構成されている。

前記エッジとテクスチャ間の相関特徴を抽出するために畳み込み層によって計算される回路の数は、画像内のオブジェクトの色、エッジ、およびテクスチャ特徴を抽出するために畳み込み層によって計算される回路の数よりも多い。

ことを特徴とするスクラップ鋼の等級分けのためのニューラルネットワークモデルを確立する方法。

#### 分析及び結論

再生可能資源の資源源が複雑で、種類が多様で、材質が大きく異なるため、再生可能資源のリサイクル率を向上させるために、スクラップ鉄が原料豆、スタンピング材残渣、パン鉄またはその他の種類に属するかどうかを正確に識別するという問題を解決するには、引用文献1は、畳み込みニューラルネットワークモデルに基づいてスクラップ鋼の種類を識別する方法を提供し、具体的には、複数の判定されたスクラップ鋼の種類の画像データを取得するステップと、画像データを前処理して特徴抽出を行うステップと、畳み込みニューラルネットワークを使用してトレーニングを行い、製品モデルを取得するステップとを開示している。

本発明の専利出願の解決手段は、引用文献1の解決手段とは、学習データおよび抽出される特徴が異なり、畳み込み層およびプーリング層の行数および階層設定も異なる点で異なる。引用文献1と比較すると、本発明が実際に解決する技術的課題は、スクラップ鋼の等級分類の精度をいかに向上させるかということであると判断され

	<p><u>る。引用文献1では、特定種類のスクラップ鋼画像データを用いて特徴抽出とモデルトレーニングを実施している。スクラップ鋼を平均サイズに応じて分類するために、発明専利出願では、乱雑かつ重なり合ったスクラップ鋼の画像からスクラップ鋼の形状および厚さを識別する必要がある。画像内のスクラップ鋼の色、エッジ、テクスチャの特徴を抽出するために、モデルのトレーニングプロセス中に、畳み込み層とプーリング層の行数とレベル設定を調整する。上記のアルゴリズムの特徴と技術的な特徴は、機能的に相互にサポートし、インタラクティブな関係を持っているため、スクラップ鋼のグレード分類の精度を向上させることができる。技術的解決手段に対するアルゴリズム機能の貢献を考慮する必要がある。畳み込み層およびプーリング層の行数およびレベル設定に対する上記調整は、他の比較文献では開示されておらず、当該分野における常識でもない。従来技術は全体として、上記引用文献1を改良して発明専利出願の技術的解決手段を得るための示唆を含んでおらず、保護を求める発明の技術的解決手段は<u>進歩性を有する。</u></u></p>
<p>第二部分 第九章</p> <p>6.3 明細書と請求の範囲の記載</p> <p>6.3.1 明細書の記載</p> <p>アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の明細書は発明がその技術的課題を解決するために採用する解決手段を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決手段が技術的特徴を含むのであれば、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴をさらに含んでいてもよい。</p> <p>……</p>	<p>第二部分 第九章</p> <p>6.3 明細書と請求の範囲の記載</p> <p>6.3.1 明細書の記載</p> <p>アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の明細書は発明がその技術的課題を解決するために採用する解決手段を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決手段が技術的特徴を含むのであれば、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴をさらに含んでいてもよい。<u>人工知能モデルの構築やトレーニングを伴う場合、一般的には、モデルの必要なモジュール、階層や接続関係、トレーニングに必要な具体的な手順やパラメータなどを仕様書に明確に記載する必要がある。人工知能モデルまたはアルゴリズムを特定の分野またはシナリオに適用す</u></p>

	<p><u>る場合、通常、モデルまたはアルゴリズムが特定の分野またはシナリオとどのように組み合わせられるか、アルゴリズムまたはモデルの入力データと出力データがどのように設定されてその内部相関関係を示すかなどを明細書に明確に記載する必要がある。これにより、当業者は、明細書に記載された内容に基づいて発明の解決手段を実施できる。</u></p> <p>.....</p>
<p>第二部分 第九章</p> <p>6.3.2 請求の範囲の記載</p> <p>.....</p>	<p>第二部分 第九章</p> <p>6.3.2 請求の範囲の記載</p> <p>.....</p> <p><u>6.3.3 審査例</u></p> <p><u>【例20】</u></p> <p><u>顔特徴生成方法</u></p> <p><u>出願内容の概要</u></p> <p><u>本発明は、空間変換ネットワークを備えた第1畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像のセットを生成することにより、各第2畳み込みニューラルネットワークへの情報共有を実現し、メモリリソースの使用量を削減し、顔画像生成結果の精度を向上させる。</u></p> <p><u>出願に係る請求項</u></p> <p><u>認識対象の顔画像を取得し、</u></p> <p><u>前記認識対象の顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力して、前記認識対象の顔画像の特徴領域画像のセットを生成し、その中、前記第1畳み込みニューラルネットワークを備えた第2畳み込みニューラルネットワークに入力して、前記第2畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像のセットを生成し、その中、前記第1畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像のセットと前記第2畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像のセットとを比較し、前記第1畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像のセットと前記第2畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像のセットとの類似度を算出し、前記類似度が所定の閾値以上であることを検出した場合に、前記第1畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像のセットを前記第2畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像のセットと置き換える。</u></p>

ーラルネットワークは、顔画像から特徴領域画像を抽出するために使用され、

特徴領域画像セット内の各特徴領域画像を対応する第2畳み込みニューラルネットワークに入力して、特徴領域画像の領域顔特徴を生成し、その中、前記第2畳み込みニューラルネットワークは、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために使用され、

前記特徴領域画像セット内の各特徴領域画像の領域顔特徴に応じて前記識別対象顔画像の顔特徴セットを生成し、

その中、前記第1畳み込みニューラルネットワークには、顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークがさらに設けられ、及び

前記識別対象の顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力して、前記識別対象の顔画像の特徴領域画像セットを生成することには、前記識別対象の顔画像を空間変換ネットワークに入力し、前記識別対象の顔画像の特徴領域を確認すること、前記識別対象の顔画像を前記第1畳み込みニューラルネットワークに入力し、確認しあ特徴領域に基づいて識別対象の顔画像の特徴領域画像のセットを生成することを含む。

ことを含む顔特徴生成方法。

明細書の関連段落

本発明の実施例で提供される顔特徴生成方法は、まず、取得した識別対象の顔画像を第1畳み込みニューラルネットワークに入力することにより、識別対象の顔画像の特徴領域画像セットを生成することができる。第1畳み込みニューラルネットワークは、顔画像から特徴領域画像を抽出するために用いられる。次に、特徴領域画像セット内の各特徴領域画像を対応する第2畳み込みニューラルネットワークに入力して、特徴領域画像の領域顔特徴を生成することができる。第2畳み込みニューラル

トワークは、対応する特徴領域画像の領域顔特徴を抽出するために用いられる。その後、特徴領域画像セット内の各特徴領域画像の領域顔特徴に基づいて、識別対象の顔画像の顔特徴セットを生成することができる。つまり、第1畳み込みニューラルネットワークによって生成された特徴領域画像セットは、第2畳み込みニューラルネットワークごとに情報共有を実現できる。これによりデータ量が削減され、メモリリソースの使用量を削減し、生成効率の向上に役立つ。

生成される結果の精度を向上させるために、最初の畳み込みニューラル ネットワークに空間変換ネットワークを設定し、顔画像の特徴領域を決定することもできる。このとき、電子装置は、認識対象の顔画像を空間変換ネットワークに入力して、認識対象の顔画像の特徴領域を決定することができる。このようにして、第1畳み込みニューラルネットワークは、識別対象の入力顔画像について、空間変換ネットワークによって決定された特徴領域に基づいて、特徴層上の特徴領域に一致する画像を抽出し、識別対象の顔画像の特徴領域画像セットを生成することができる。本出願では、第1畳み込みニューラル ネットワーク内の空間変換ネットワークの具体的な設定位置は制限されない。空間トランスフォーマーネットワークは、継続的な学習を通じて、さまざまな顔画像のさまざまな特徴の特徴領域を確認することができる。

#### 分析及び結論

本発明専利出願は、顔特徴生成方法に係る。顔画像生成結果の精度を向上させるために、第1畳み込みニューラルネットワークに空間変換ネットワークを設定し、顔画像の特徴領域を確認することができる。しかし、明細書には、第1畳み込みニューラルネットワークにおける空間変換ネットワークの具体的な設定位置は記載されていない。

当業者は、空間変換器ネットワーク全体を第1畳み込みニューラルネットワーク内の任意の位置に挿入して、畳み込みニューラルネットワークのネスト構造を形成できること

	<p><u>を知っている。たとえば、空間トランスフォーマー ネットワークは、第 1 畳み込みニューラル ネットワークの第 1 層として、または第 1 畳み込みニューラル ネットワークの中間層として使用できる。上記の位置は、画像の特徴領域を認識する能力に影響を与えない。トレーニングを通じて、空間トランスフォーマー ネットワークは、さまざまな顔画像のさまざまな特徴が位置する特徴領域を確認できる。したがって、空間変換ネットワークは、第 1 畳み込みニューラル ネットワークに特徴領域のカットを行うように指導するだけでなく、入力データに対して簡単な空間変換を実行して、第 1 畳み込みニューラル ネットワークの処理効果を向上させることもできる。これにより、本発明専利出願で用いられるモデルの階層は明確であり、各階層間の入出力や階層間の関係も明確である。その中、畳み込みニューラルネットワークと空間変換ネットワークはどちらもよく知られたアルゴリズムであり、当業者は上記の記録に基づいて対応するモデルアーキテクチャを構築することができる。よって、本発明専利出願において保護を求める解決手段は、明細書に完全に開示されており、専利法第26条第3項の規定に準拠している。</u></p> <p><b>【例21】</b></p> <p><u>生物学的情報に基づく癌予測法</u></p> <p><u>出願内容の概要</u></p> <p><u>本発明専利出願は、生物学的情報に基づいて癌を予測する方法を提供する。トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを通じて、一般血液検査、血液生化学検査指標、顔画像特徴をスクリーニングモデルの入力として使用して悪性腫瘍疾患予測値を取得し、悪性腫瘍予測の精度を向上させるという技術的問題を解決する。</u></p> <p><u>出願に係る請求項</u></p>
--	---



検査対象者の一般血液検査報告書および血液生化学検査報告書を入手し、一般血液検査報告書および血液生化学検査報告書における検査指標、年齢および性別を確認し、

検査対象者の正面からの顔画像を取得し、顔画像の特徴を抽出し、

悪性腫瘍の強化スクリーニングモデルに基づいて、検査対象者における悪性腫瘍の予測値を予測し、

そのうち、悪性腫瘍の強化スクリーニングモデルのトレーニングプロセスは次のようになる。同じ人物の血液検査、血液生化学検査、顔画像などを含む大規模な人口サンプルセットを構築し、一般血液検査、血液生化学検査、顔画像の特徴を使用して学習サンプルを確立し、学習サンプルを使用して機械学習アルゴリズム モデルをトレーニングし、悪性腫瘍の強化スクリーニング モデルを取得する。

ことを特徴とする生物学的情報に基づく癌予測方法。

明細書の関連段落

従来、腫瘍マーカーを用いて悪性腫瘍を認識する場合、腫瘍マーカーの基準値が閾値より大きいとしても、悪性腫瘍の診断ができず、閾値より小さいとしても、悪性腫瘍の排除ができない。腫瘍マーカーに基づいて癌を予測する精度は高くない。本出願は、一般血液検査、血液生化学検出指標、顔画像を利用して、さまざまな悪性腫瘍の認識精度を向上させる。本出願は、血液検査データを活用しつつ、顔画像に映る検査対象者の健康状態を参考にして悪性腫瘍の確率をより正確に予測することができる。そのうち、悪性腫瘍の強化スクリーニングモデルの計算特徴の選択では、一般血液検査データと血液生化学の指標の一部またはすべてを利用できる。

分析及び結論

	<p>本発明専利出願が解決しようとする技術的課題は、悪性腫瘍の予測精度をいかに向上させるかということである。上記の技術的問題を解決するために、本出願では、<u>スクリーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを使用し、一般血液検査、血液生化学検査指標、および顔画像の特徴をスクリーニングモデルの入力として取り入れて、悪性腫瘍の発生率の予測値を取得する。ただし、この二つの検査、つまり一般血液検査と血液生化学検査には、それぞれ数十の検査指標が含まれている。しかし、明細書には、腫瘍予測の精度に関わる重要な指標が具体的にどの指標なのか、あるいは、すべての指標を参照して、各指標に異なる重み付けをして予測しているのかについては記載されていない。また、当業者でも、悪性腫瘍の判定にどの指標を使用できるのか判断できない。同時に、従来の科学研究に基づくと、顔面皮膚がんなどのいくつかの種類腫瘍を除いて、顔の特徴と悪性腫瘍の間に相関関係があるかどうかはまだ不明である。明細書には、「判断の根拠」と「判断の結果」の因果関係は記載も証明もされていない。さらに、明細書には、当該解決的手段を使用して複数の悪性腫瘍を識別する精度が、腫瘍マーカーを使用する精度よりも高いこと、または悪性腫瘍の存在確率をランダムに判断する精度レベルよりも大幅に高いことを証明する実験データが記載されていない。当業者は、明細書に開示された内容のみに基づいて、本出願の解決的手段が解決しようとする技術的課題を解決できるかどうかを判断することはできない。したがって、発明専利出願において保護を求める技術的解決手段は明細書において十分に開示されておらず、その明細書は専利法第26条第3項の規定に準拠していない。</u></p>
	<p><u>第二部分第九章</u></p> <p><u>7. ビットストリームを含む発明専利出願の審査に関する規定</u></p> <p><u>ストリーミング メディア、通信システム、コンピュータ システムなどの応用分野では、通常、さまざまな種類のデータがビット ストリームの形式で生成、保存、送信される。本節は、専利法およびその実施細則の規定に基づいて、ビットストリームを含む発明</u></p>

	<p><u>専利出願の保護を求める客体に対する審査、明細書および請求の範囲の作成について具体的な規定を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>7.1 保護を求める客体に対する審査</u></p> <p><u>7.1.1 専利権を付与できない出願</u></p> <p><u>請求項の主題が単純なビットストリームのみを含む場合、その請求項は専利法第25条第1項第2号に規定される知的活動の規則および方法に該当し、専利権の保護対象とならない。</u></p> <p><u>請求項が、その主題名称を除いて、単純なビットストリームに関する限定された内容のみを有する場合、当該請求項は、専利法第25条第1項第2号に規定される知的活動の規則及び方法に該当し、専利権の保護対象とならない。</u></p> <p><u>7.1.2 専利権を付与できる出願</u></p> <p><u>デジタルビデオ符号化／復号化の技術分野において、ビットストリームを生成する具体的なビデオ符号化／復号化方法が専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に属する場合、当該具体的なビデオ符号化／復号化方法によって規定されるビットストリームの保存または伝送方法、及びビットストリームを保存するコンピュータ読み取り可能な記憶媒体は、保存または伝送リソース等の最適な構成を実現することができる。したがって、当該具体的なビデオ符号化／復号化方法によって規定される保存または伝送方法、及びコンピュータ読み取り可能な記憶媒体は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に属し、専利保護の対象となる。</u></p> <p><u>7.2 明細書の作成</u></p> <p><u>特定のビデオ符号化／復号化方法によって生成されたビットストリームを含む発明専利出願の明細書には、当該特定のビデオ符号化／復号化方法が明確かつ完全に記</u></p>
--	---

述されていないから、当業者が実施できるものでなければならない。保護の対象がビットストリームを保存または送信する方法、およびビットストリームを保存するためのコンピュータ読み取り可能な記憶媒体を含む場合、明細書には、請求項をサポートする対応説明も記載しなければならない。

### 7.3 請求の範囲の作成

特定のビデオエンコード/デコード方法によって生成されたビットストリームを含む発明  
專利出願は、方法、デバイス、およびコンピュータ読み取り可能な記憶媒体の請求項  
として記載できる。発明專利出願の請求項においては、一般的に、ビットストリームを  
生成するための具体的なビデオ符号化／復号化方法の請求項を基礎として、対応  
する記憶方法、伝送方法、および／またはコンピュータ読み取り可能な記憶媒体の  
請求項は、具体的なビデオ符号化／復号化方法の請求項を引用するか、具体的な  
ビデオ符号化／復号化方法のすべての特徴を含むように記載しなければならない。

#### 【例1】

「映像符号化方法」に係る発明專利出願について、請求の範囲は、次のように記  
載することが考えられる。

1. 符号化対象となる現在のフレーム画像を取得し、現在のフレーム画像を複数の  
画像ブロックに分割するステップと、

符号化されたフレームから少なくとも1つの参照フレームを選択するステップと、

各画像ブロックについて、前記参照フレーム内で最も一致するブロックを検索し、画  
像ブロックと最も一致するブロック間の動きベクトルを計算するステップと、

前記動きベクトルに従って前記参照フレームから予測ブロックを取得するステップと、

	<p><u>前記画像ブロックと前記予測ブロック間の残差を計算するステップと、</u></p> <p><u>前記残差を変換および量子化して量子化係数を生成するステップと、</u></p> <p><u>前記量子化係数と前記動きベクトルはエントロピーを符号化し、ビットストリームを生成するステップと、</u></p> <p><u>を含む映像符号化方法。</u></p> <p><u>2. 符号化対象となる現在のフレーム画像を取得し、現在のフレーム画像を複数の画像ブロックに分割するフレーム画像分割部と、</u></p> <p><u>符号化されたフレームから少なくとも1つの参照フレームを選択する参照フレーム選択ユニットと、</u></p> <p><u>各画像ブロックについて、前記参照フレーム内で最も一致するブロックを検索し、前記画像ブロックと最も一致するブロックとの間の動きベクトルを計算する動きベクトル計算部と、</u></p> <p><u>前記動きベクトルに従って前記参照フレームから予測ブロックを取得する予測ブロック取得部と、</u></p> <p><u>前記画像ブロックと前記予測ブロックとの間の残差を計算する残差計算部と、</u></p> <p><u>前記残差を変換および量子化して量子化係数を生成する変換および量子化ユニットと、</u></p> <p><u>前記量子化係数と前記動きベクトルに対してエントロピー符号化を実行し、ビットストリームを生成するエントロピー符号化ユニットと、</u></p> <p><u>を備える映像符号化装置。</u></p>
--	--

	<p><u>3. 前記ビットストリームは、記憶媒体に保存されることを含み、前記ビットストリームは請求項1の方法によって生成される。</u></p> <p><u>ことを特徴とするビットストリームを保存する方法。</u></p> <p><u>4. 前記ビットストリームを送信することを含み、前記ビットストリームは請求項1に記載の方法によって生成される。</u></p> <p><u>ことを特徴とするビットストリームを送信する方法。</u></p> <p><u>5. ビットストリームが記憶されており、前記ビットストリームが請求項1に記載の方法によって生成される。</u></p> <p><u>ことを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。</u></p>
<p>第二部分第十章</p> <p>9. バイオテクノロジー分野における発明専出願の審査</p> <p>本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができるあらゆる材料を意味する。</p> <p>「動物」、「植物」という用語の定義は、本部分第一章第4.4節の規定を適用する。ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。</p>	<p>第二部分第十章</p> <p>9. バイオテクノロジー分野における発明専出願の審査</p> <p>本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができるあらゆる材料を意味する。</p> <p>「動物」、「<u>植物</u>」という用語の定義は、本部分第一章第4.4節の規定を適用する。<u>「植物」という用語とは、光合成を利用し、水、二酸化炭素、無機塩などの無機物で炭水化物やタンパク質を合成することにより生存できる、しかも通常は移動しない生物を指す。</u>ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。</p>

<p>第二部分第十章</p> <p>9.1.2.3 動物と植物の個体及びその構成部分</p> <p>……</p> <p>動物の体細胞及び動物の組織と器官(胚胎を除く)は、本部分第一章第4.4節に述べた「動物」の定義に合致しないため、専利法第25条第1項第4号に規定した範疇に該当しない。</p> <p>光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料(種子など)は、本部分第一章第4.4節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法第25条第1項第4号の規定により、専利権が付与されてはならない。</p> <p>植物の細胞や組織、器官が前述の特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第25条第1項第4号に規定した範疇に該当しない。</p>	<p>第二部分第十章</p> <p>9.1.2.3 動物と植物の個体及びその構成部分</p> <p>……</p> <p>動物の体細胞及び動物の組織と器官(胚胎を除く)は、本部分第一章第4.4節に述べた「動物」の定義に合致しないため、専利法第25条第1項第(4)号に規定した範疇に該当しない。</p> <p><u>自然界から発見し、技術的に加工されておらず自然に存在している野生植物は、専利法第25条第1項第1号に規定する科学的発見に該当し、専利権の保護対象にならない。但し、野生植物が人為的に選抜・改良され、産業上の利用価値がある場合、その植物自体は科学的発見の範疇に該当しない。</u></p> <p><del>光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料(種子など)は、本部分第一章第4.4節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し</del><u>特異性、一貫性及び安定性とは、その植物個体群が他の植物個体群と明確に区別され、繁殖後も一貫した形態学的特徴及び生物学的性質を維持し、かつ安定した遺伝形質を有することを意味する。専利法第25条第1項第(4)の規定により、専利権が付与されてはならない。</u></p> <p><del>野生植物の人工的な選択または改良によって得られた植物およびその繁殖材料の細胞や組織、器官が前述の</del><u>特異性、一貫性及び安定性特性</u>を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第25条第1項第4号に規定した範疇に該当しない。</p>
<p>第二部分第十章</p>	<p>第二部分第十章</p>



<p>9.1.2.4 遺伝子組換動物と植物</p> <p>遺伝子組換動物又は植物とは、遺伝子工学における組換DNA技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体はなおも、本部分第一章第4.4節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当するため、専利法第25条第1項第(4)号の規定により、専利権が付与されてはならない。</p>	<p>9.1.2.4 遺伝子組換動物と植物</p> <p>遺伝子組換動物又は植物とは、遺伝子工学における組換DNA技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体はなおも、本部分第一章第4.4節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当する<b>ため場合</b>、専利法第25条第1項第(4)号の規定により、専利権が付与されてはならない。</p>
<p>第三部分第一章</p> <p>5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供</p> <p>.....</p> <p>(3)の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、譲渡人が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供</p> <p>.....</p> <p>(3)の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、<b>譲渡人先出願の出願人全体</b>が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。</p> <p>.....</p>
<p>第三部分第一章</p> <p>7.3 その他特殊な費用</p> <p>国際出願の国内段階手続においては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。</p> <p>(1) 訳文訂正費は、訳文の誤りの訂正請求の提出と同時に納付しなければならない。</p>	<p>第三部分第一章</p> <p>7.3 その他特殊な費用</p> <p>国際出願の国内段階手続においては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。</p> <p>(1) 訳文訂正費は、訳文の誤りの訂正請求の提出と同時に納付しなければならない。</p>

<p>(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない(単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照)。</p> <p>(3)ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表は明細書の単独な一部分とし、400頁以上の場合は400頁として計算する。</p>	<p>(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない(単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照)。</p> <p><del>(3)ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表は明細書の単独な一部分とし、400頁以上の場合は400頁として計算する。</del></p>
<p>第四部分第一章</p> <p>6.2 審査決定の構成</p> <p>審査決定は以下の部分を含む。</p> <p>.....</p> <p>(4)経緯</p> <p>.....</p> <p>発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。</p> <p>拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分を簡略化又は省略できる。</p> <p>.....</p>	<p>第四部分第一章</p> <p>6.2 審査決定の構成</p> <p>審査決定は<u>通常</u>、以下の<u>内容部分</u>を含むが、<u>必要に応じて簡略化または省略できる</u>。</p> <p>.....</p> <p>(4)経緯</p> <p>.....</p> <p>発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。</p> <p><del>拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分を簡略化又は省略できる。</del></p> <p>.....</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>3.2 無効宣告請求人の資格</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>3.2 無効宣告請求人の資格</p>

<p>請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p>	<p>請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。</p> <p>(1) ……</p> <p><u>(2) 無効審判請求は請求人の真意ではない場合。</u></p> <p><del>(2)</del> ……</p> <p><del>(3)</del> ……</p> <p><del>(4)</del> ……</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠</p> <p>……</p> <p>(3) 復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。</p> <p>……</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠</p> <p>……</p> <p>(3) 復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一<u>または実質的に同一</u>の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。</p> <p>……</p>
<p>第四部分第三章</p> <p>4.6 無効宣告手続における専利書類の補正</p> <p>……</p>	<p>第四部分第三章</p> <p>4.6 無効宣告手続における専利書類の補正</p> <p>……</p>

	<p><u>4.6.4 補正書類の提出</u></p> <p><u>専利権者が請求項を補正した場合、全文の差し替え頁と補正対照表を提出しなければならない。</u></p> <p><u>専利権者が同一の無効審判請求の審理において提出した複数の補正がいずれも本章第4.6.3節の規定に適合している場合、最後に提出された補正を審査し、その他の補正は放棄されたものとみなす。</u></p>
<p>第五部分第二章</p> <p>1. 費用の納付期限</p> <p>.....</p> <p>出願付加費とは、出願書類の明細書(添付図面、配列表を含む)の頁数が30頁を超えているか若しくは請求項が10項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。</p> <p>.....</p>	<p>第五部分第二章</p> <p>1. 費用の納付期限</p> <p>.....</p> <p>出願付加費とは、出願書類の明細書(添付図面、配列表を含む)の頁数が30頁を超えているか若しくは請求項が10項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。<u>所定の様式に従って提出されるコンピュータ読み取り可能な形式の配列表については、頁数は算入されない。</u></p> <p>.....</p>
<p>第五部分第二章</p> <p>4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合</p> <p>(1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金600円を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が650円である場合、超過納付となった50円について返還請求を提出することができる。</p> <p>(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、書誌的項</p>	<p>第五部分第二章</p> <p>4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合</p> <p>(1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金600円を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が650円である場合、超過納付となった50円について返還請求を提出することができる。</p> <p>(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、書誌的項</p>

目変更手数料200円を納付すべきであるが、当事者は200円を納付した後に、再度200円を納付した場合、2回目に納付した200円について返還請求を提出することができる。

(3)間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号(又は特許番号)を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に特許に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。

(4)当事者が実体審査段階に進んだ発明特許出願に対して、1回目の審査意見通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、発明特許出願の実体審査費の50%を返還請求できる。応答意見を提出した場合は除く。

#### 4.2.1.2 特許局が自発的に費用を返還する場合

目変更手数料200円を納付すべきであるが、当事者は200円を納付した後に、再度200円を納付した場合、2回目に納付した200円について返還請求を提出することができる。

(3)間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号(又は特許番号)を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に特許に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。

(4)特許局が発明特許出願が実体審査段階に入った旨の通知を発する前に、既に特許出願が取り下げられたものとみなされ、又は特許出願の取下げ申請が承認された場合、当事者は既に納付した実体審査手数料の返還を請求することができる。

(45)当事者が実体審査段階に進んだ発明特許出願に対して、1回目の審査意見通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、発明特許出願の実体審査費の50%を返還請求できる。応答意見を提出した場合は除く。

(6)特許権の消滅後、又は特許権の全部が無効である旨の決定が公告された後に納付した年金について、当事者は、その年金の返還を請求することができる。

(7)権利回復請求の審査手続きが開始された後、特許局が権利を回復しない旨の決定を出した場合、当事者は、既に納付した権利回復請求手数料及び関連手数料の返還を請求することができる。

#### 4.2.1.2 特許局が自発的に費用を返還する場合

~~下記の状況のいずれか1つを確認した場合、特許局は自発的に費用を返還しなければならない。~~

~~(1)特許出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは特許出願の取下げ声明が~~

<p>下記の状況のいずれか1つを確認した場合、専利局は自発的に費用を返還しなければならない。</p> <p>(1) 専利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ声明が許可された後、そして専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費。</p> <p>(2) 専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金</p> <p>(3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用。</p> <p>4.2.1.3 費用を返還しない場合</p> <p>.....</p>	<p><del>許可された後、そして専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費。</del></p> <p><del>(2) 専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金</del></p> <p><del>(3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用。</del></p> <p>4.2.1.3<del>2</del> 費用を返還しない場合</p> <p>.....</p>
<p>第五部分第七章</p> <p>8. 審査の順序</p> <p>8.1 一般原則</p> <p>発明、実用新案と意匠権利出願については、一般的に、出願書類が提出された順に初歩審査を開始しなければならない。発明専利出願については、実体審査手続開始に関するその他の条件を合致していることを前提に、一般的に、実体審査請求書が提出され実体審査費用が納付された順に実体審査を開始しなければならない。ただし、別途の規定がある場合を除く。</p> <p>必要な場合は、技術内容、出願人又は発明者と相互に関連する専利出願について、合併審査を行うことができる。</p>	<p>第五部分第七章</p> <p>8. 審査の順序</p> <p>8.1 一般原則</p> <p>発明、実用新案と意匠権利出願については、一般的に、出願書類が提出された順に初歩審査を開始しなければならない。発明専利出願については、実体審査手続開始に関するその他の条件を合致していることを前提に、一般的に、実体審査請求書が提出され実体審査費用が納付された順に実体審査を開始しなければならない。ただし、別途の規定がある場合を除く。</p> <p><u>出願人の要請により、特許出願について、優先審査、快速審査、又は繰延審査を含む必要に応じて審査を行うことができる。</u></p>

<p>8.2 優先審査 .....</p> <p>8.3 審査の延期 .....</p> <p>8.4 専利局の自発的開始 .....</p>	<p>必要な場合は、技術内容、出願人又は発明者と相互に関連する専利出願について、合併審査を行うことができる。</p> <p>8.2 優先審査 .....</p> <p><u>8.3 快速審査</u></p> <p><u>国家知識産権保護センターまたは快速維権センターによる予備審査を通過した専利出願については、快速審査に関する規定を満たしている場合、快速審査を受けることができる。</u></p> <p>8.34 審査の延期 .....</p> <p>8.45 専利局の自発的開始 .....</p>
<p>第五部分第八章</p> <p>1.3.2.6 専利権期限の補償</p> <p>専利権期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期限満了日、現専利権の期限満了日が含まれる。</p> <p>医薬品専利権の期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期限満了日、現専利権の期限満了日が含まれる。</p>	<p>第五部分第八章</p> <p>1.3.2.6 専利権期限の補償</p> <p>専利権期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期限満了日、<u>現専利権の期限満了日より終止する日</u>、現専利権の期限満了日、<u>現専利権の期限満了日より終止する日</u>が含まれる。</p> <p>医薬品専利権の期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期限満了日、<u>現専利権の期限満了日より終止する日</u>、現専利権の期限満了日、<u>現専利権の期限満了日より終止する日</u>が含まれる。</p>

<p>第五部分第八章</p> <p>1.3.2.7 専利実施許諾契約届出の発効、変更と抹消</p> <p>専利実施許諾契約届出の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人、譲受人、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類(独占的、排他的、普通)、届出日が含まれる。</p> <p>専利実施許諾契約届出の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項(許諾の種類、譲渡人、譲受人)及び変更前・後の内容が含まれる。</p> <p>専利実施許諾契約の届出抹消の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人、譲受人、許諾契約の登録解除日が含まれる。</p>	<p>第五部分第八章</p> <p>1.3.2.7 専利実施許諾契約届出の発効、変更と抹消</p> <p>専利実施許諾契約届出の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、<u>譲渡人ライセンサー</u>、<u>譲受人ライセンシー</u>、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類(独占的、排他的、普通)、届出日が含まれる。</p> <p>専利実施許諾契約届出の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項(許諾の種類、<u>譲渡人ライセンサー</u>、<u>譲受人ライセンシー</u>)及び変更前・後の内容が含まれる。</p> <p>専利実施許諾契約の届出抹消の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、<u>譲渡人ライセンサー</u>、<u>譲受人ライセンシー</u>、許諾契約の登録解除日が含まれる。</p>
<p>第五部分第九章</p> <p>……</p> <p>書誌的項目には、専利証書番号(連番)、)、発明創造の名称、専利番号(即ち出願番号)、専利出願日、発明者又は設計者の氏名及び専利権者の氏名又は名称、筆頭専利権者の住所、当該専利出願日時の発明者又は設計者の氏名及び当該専利出願日の出願人氏名又は名称などが含まれる。専利の書誌的項目が長く、1頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.2.1 専利証書の構成</p> <p>……</p> <p>書誌的項目には、専利証書番号(連番)、)、発明創造の名称、専利番号(即ち出願番号)、専利出願日、発明者又は設計者の氏名及び専利権者の氏名又は名称、筆頭専利権者の住所、当該専利出願日時の発明者又は設計者の氏名及び当該専利出願日の出願人氏名又は名称などが含まれる。専利の書誌的項目が長く、1頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。</p> <p><u>国際出願または分割出願の場合、専利証に記載される専利出願日時点の発明者或いは設計者の氏名、出願人の氏名或いは名称とは、国際出願が中国国内段</u></p>



	<p><u>階に移行した時点または分割出願が提出された時点の発明者或いは設計者の氏名、出願人の氏名或いは名称を指す。</u></p>
<p>第五部分第九章</p> <p>2.2.1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延</p> <p>以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則第66条の規定に依拠して専利出願書類を修正する復審手続、専利法実施細則第103条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第104条の規定に依拠する保全措置、行政訴訟手続などその他合理的な状況。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>2.2.1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延</p> <p>以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則第66条の規定に依拠して専利出願書類を修正し、<u>または復審請求人が陳述した理由或いは提出した新たな証拠に基づいて拒絶査定を取り下げる</u>復審手続、専利法実施細則第103条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第104条の規定に依拠する保全措置、行政訴訟手続などその他合理的な状況。</p>

出所：国家知識権局公式サイト

※本資料は康信が作成した仮訳となります。康信では情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について康信が保証するものではないことを予めご了承の程宜しくお願いいたします。